

会 議 録

1 会議名

第9回高士区地域協議会

2 報告事項（公開・非公開の別）

- (1) 諮問事項の意思決定（たかしぶんかんこどもの家の廃止について）（公開）
- (2) 高士小学校放課後児童クラブの通年開設について（公開）

3 議題（公開・非公開の別）

- (1) 地域活動支援事業について（公開）
 - ①平成27年度ヒアリングを行わない事業の選定について
 - ②平成27年度高士区審査スケジュールについて
- (2) 自主的審議につなげるための高士区の現状分析について（公開）

4 開催日時

平成27年2月26日（木）午後6時30分から午後7時55分

5 開催場所

公民館高士分館 2階 中会議室

6 傍聴人の数

1人

7 非公開の理由

なし

8 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

- ・ 委 員：飯野憲静、飯野秀一、上野忍、太田早苗、小林トシ子、塩坪恭平
鳴田征夫、中川英一、保坂善夫、横川英男、横山とも子
- ・ 事務局：中部まちづくりセンター 北島センター長、恩田係長、小林主事
- ・ こども課：佐々木係長、黒津主任
- ・ 学校教育課：宮下副課長、市村係長

9 発言の内容

1 開 会

【小林主事】

定刻になりましたので、平成26年度第9回高士区地域協議会を開催します。本日

の出席人員は11名、全委員の方に出席頂いております。

上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席がありますので、会議が成立することを報告します。

2 会長挨拶

【小林主事】

はじめに、塩坪会長からご挨拶をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたしますします。

【塩坪会長】

皆さん、今日のご苦勞様です。正月もこの間過ぎたと思いましたが、もう3月の声が聴こえる頃が来まして、これから皆さんもお忙しくなるとは思いますが、地域活動支援事業ですとか、色々な問題を抱えておりますので、よろしくお願いいたします。

【小林主事】

ありがとうございました。それでは、上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第1項の規定により、会長から議長を務めていただきますので、よろしくお願いいたします。

【塩坪会長】

それでは、いつも通り議事進行を務めさせていただきます。終了時間は概ねいつも午後8時頃と予定してはいますが、大体皆さんの協力でその時間に終わらせていますので、今日もまだ、足元の悪いところでもありますので、早目に終わりたいと思います。ご協力をお願いします。

本日の会議録の確認者は、名簿順により保坂委員にお願いします。

3 報告事項

(1) 諮問事項の意思決定（たかしぶんかんこどもの家の廃止について）

【塩坪会長】

それでは、早速会議に入らせて頂きますが、今日は市役所のほうから、こども課と教育委員会の学校教育課の皆さんから説明に来て頂いていますが、はじめに事務局から報告事項をお願いします。

【北島センター長】

— 資料No.1に基づき説明 —

【塩坪会長】

ただ今、事務局から説明がありました件につきまして、質問等がありましたら、ご発言をお願いします。

【飯野副会長】

質問ではないのですが、「たかしぶんかんこどもの家」というのは、どういう経緯があって、廃止に至ったのかということです。というのは、私は先回の答申の時に会議を欠席してしまっていて、大変申し訳ないのですが、色々な書類を見ますと、平成7年にこどもの家を開設するに当たって、高士地区から一戸、1,500円の拠出をしているわけです。このことは、平成9年の高士だよりに載っていました。そのお金をどう使ったかは分かりませんが、そのたよりに、「土地を提供するために一戸、1,500円を拠出した」ということが書いてありましたので、皆さんご承知の方もおられるかと思いますが、そういう経緯があったということも御承知願いたいと思います。

【塩坪会長】

そうですね。他の皆さんは事務局の説明に質問等はありませんか。

【保坂委員】

私も先回の会議は欠席しましたので、伺いたいのですが、「公の施設として廃止する」というのは、どういう事を言っているのかを聞かせて頂きたいと思います。

【北島センター長】

第7回の協議会の中で説明があり、諮問させて頂いたのですが、公の施設の統廃合に伴って、今回こどもの家を高士地区だけではなくて、市内にある「こどもの家」を全て条例上廃止するという提案がありました。この協議会で、こども課の課長から説明があり、高士区の場合は「看板を外す」ということで、「機能については、暫くの間、従来のおり維持していく」という説明がございました。

【保坂委員】

これからも、「こどもの家の機能は維持していく」という理解でよいですね。

【北島センター長】

はい。そのような内容で、委員の皆さんが理解し、適当と認めると答申頂いております。

【保坂委員】

高士地区振興協議会の関係で、条例を廃止するという話は以前に担当課から聞いて

おりました。機能は従来どおり維持していくのですね。分かりました。

【塩坪会長】

では、これでよろしいということで、次に移ります。

(2) 高士小学校放課後児童クラブの通年開設について

【塩坪会長】

高士小学校放課後児童クラブの通年開設について、学校教育課から報告がありますので、皆さんからその説明を聞いて頂きまして、その後で意見、質疑等があれば発言していただきたいと思います。学校教育課の方は、よろしくお願いします。

【学校教育課：宮下副課長】

学校教育課の副課長をしております、宮下と申します、よろしくお願いします。

先ずもって、皆様にお詫び申し上げます。来年度から、これからご説明申し上げますが、高士小学校で放課後児童クラブを通年開設するにあたりまして、私どもは保護者の皆様に今日資料でお配りしてありますが、放課後児童クラブ募集案内と、保護者宛の通知書をお出ししましたところ、あたかも児童クラブの通年開設にあたって、「こどもの家」の機能がなくなるというような、皆様に誤解を招くような事態が発生しましたことを、先ずもってお詫びをさせていただきます。

— 資料に基づき説明 —

【塩坪会長】

ありがとうございます。ご説明頂きました件について、皆さんからご質問等があればお願いします。

【太田委員】

児童クラブは全ての人が、どんな条件でも入れるのですか。

【学校教育課：宮下副課長】

利用条件について、係長から説明いたします。

【太田委員】

よろしくお願いします。

【学校教育課：市村係長】

学校教育課の市村と申します。よろしくお願いします。

放課後児童クラブに該当される条件といたしましては、まず保護者が就労されている。また、お祖父ちゃんお祖母ちゃんがいらっしゃっても、65歳以上の方であれば

お勤めはされていなくても、該当になります。その他の方、18歳以上65歳未満の方で、就労されている方。また、体の具合が悪くてお勤めが出来ない方がいる世帯などの子育てと就労の支援の事業となっています。

【太田委員】

ということは、今の「該当しない方」というのは、放課後児童クラブへは入れないということですね。

【学校教育課：市村係長】

そうですね。お勤めされていない方がご自宅にいらっしゃるかとすと、該当にはならない場合もあります。ただ、緊急的にその日は医療機関を受診する、どこかへ出なければいけない用があるなどの理由があれば、緊急的にその日だけお預かりするという事はございます。

【太田委員】

今、お話があった「緊急的な場合」については、登録していなくても利用できるということですか。

【学校教育課：市村係長】

緊急でお預かりの場合は、前日までのお申込みが必要です。

【太田委員】

前日ですね。

【塩坪会長】

太田委員よろしいですか。

【太田委員】

はい。

【塩坪会長】

他にいらっしゃいますか。

【中川委員】

費用はどのくらいかかりますか。

【学校教育課：市村係長】

現在ですが、通年で月曜日から金曜日まで毎日利用するというような形、通年で登録されていらっしゃる方は、月4,000円です。ただ、午後6時以降のお預かりになると、1回につき100円の追加料金を頂くということになってしまいます。

緊急ですと、1日朝から夕方だと500円とか、半日ですと300円というような形になっております。

【学校教育課：宮下副課長】

今日お配りした資料の3枚目の裏のところにも、細かく掲載してございますので、また見て頂ければと思います。

【太田委員】

もう1点お聞きしてよいですか。登録してあっても、使わない時があると思いますが、そういう場合でも、登録してあれば料金を支払わなくてはいけないのですか。

【学校教育課：宮下副課長】

例えば、1か月で1日も使わなかった場合ですか。

【太田委員】

そうですね。1か月登録してあっても使わなかったときは、それは登録してあるから、やはりお金は払わなければいけないのですか。

【学校教育課：市村係長】

その月に入る前に、中止の手続きをして頂ければ、掛からないのですが、登録して頂いて1日でも使えば4,000円掛かってしまうということになります。

【太田委員】

子どもが急に風邪を引いたり、インフルエンザなどで、1週間とか10日程、学校を休まなくてはいけない場合がありますよね。そういう場合も、やはり1か月分の費用を支払うことになりますか。

【学校教育課：市村係長】

インフルエンザなどで学校を休まなくてはいけない場合もありますが、通年の登録をされていると、その金額が掛かることになります。

【太田委員】

長期と平日で、分けて申し込みをすることはできますか。

【学校教育課：市村係長】

夏休みだとか冬休みの長期だけを申し込んで、普段の日は利用しないということも可能です。

【太田委員】

分けて申し込みをしてよいということですね。

【学校教育課：市村係長】

分けて大丈夫です。

【学校教育課：宮下副課長】

太田委員の言われたとおりに、「長期休業だけでよい」ということであれば、その時だけ申し込んで頂いて大丈夫です。

【太田委員】

分かりました。

【塩坪会長】

あの方々は、よろしいですか。

【飯野副会長】

全く基本的なことで申し訳ないのですが、このクラブの利用案内の1ページ目の裏に「クラブの活動」というものが記載されています。放課後になったら、小学校の中のどの教室に行くのかは分からないけども、どこかの教室に行って、そこで何をやっているのかということ具体的に教えていただきたいです。

【学校教育課：宮下副課長】

学校が終わって、児童クラブに来た時から、お父さんお母さんが迎えに来るまでの間、一般的な流れとして、どういった感じで過ごしているかということですね。

【飯野副会長】

そういうことですね。

【学校教育課：市村係長】

これから、学校の中に通年で児童クラブを設けさせていただきますが、図工室で開設させていただきます。体育館も近いのです。まずはランドセルを背負いながら「ただいま」と、その部屋に入って来て頂きます。順番は色々ありますが、勉強の時間を15分だとか30分とります。その後で、おやつがあります。その後はフリーと言いますか、自由な時間というような形で、好きな遊びをやったり、まだ勉強をやりたいなという子どもさんは、勉強をやることも可能ですし、本を読んで頂くのも結構ですし、そういうことをして、ある程度規則正しいと言いますか、時間を区切りながら生活をして頂くというような形になります。

1日になりますと、午前中も勉強したり、午後も勉強したり、遊んだりというような時間を組み合わせながら、1日皆が楽しく居られるような空間を作って、クラブを

運営しております。

【飯野副会長】

はい、分かりました。

【塩坪会長】

それで、あと他にありますか。

【飯野秀一委員】

保険とかそういうのは、加入するのですか。

【学校教育課：宮下副課長】

頂いた料金の中で、保険には加入させていただきますので、例えばクラブの中で怪我をしたと。そういう場合は後ほど、お見舞金が出るということになっております。

【飯野秀一委員】

例えば、この通年ですと、1か月4,000円を支払いますね。この中に、保険料等も含まれているのですね。

【学校教育課：宮下副課長】

保険料とおやつ代も含めた金額です。

【中川委員】

少しよろしいですか。

【塩坪会長】

どうぞ。お願いします。

【中川委員】

今程、説明いただいたように、高士小学校に放課後児童クラブができますと、現在、分館で行っている「こどもの家」はどうなりますか。何か変更点はありますか。

【学校教育課：宮下副課長】

冒頭申し上げたのですが、「放課後児童クラブ」が、この4月から学校で通年開設しますけれども、「こどもの家」は残るということです。

【中川委員】

学校と分館、二つあるということでしょうか。

【学校教育課：宮下副課長】

児童クラブは学校の中にあります。例えば、どうしても対象となる条件がありますので、対象にならないのだけど、遊び場としてここを使いたいという方は今までどお

り、「こどもの家の機能」というものは残りますので、そこはまたここで遊んで頂けるということなのです。

【太田委員】

「こどもの家」の機能と「児童クラブ」の機能は、少し違いますよね。

【学校教育課：宮下副課長】

はい。保護者の選択肢が広がるということです。

【中川委員】

分かりました。

【塩坪会長】

あと、ありますか。

【嶋田委員】

子どもたちの面倒を見る人は、1人でよいのですか。そういのは、どのように決められているのですか。

【学校教育課：市村係長】

今、市役所のほうで非常勤職員という形で、職員を募集させて頂いております。やはり、有資格者ということで、保育士とか学校の教員免許を持っているだとか、そういう人を先まづは優遇させてもらって、あとは児童厚生員など、子どもさんを見るような資格を取ってくださる方もいますので、そういう方をメインに置いて、必ず2人置かなくてはいけないということになりますので、もう1人は資格が有る方が好ましいのですが、資格のない方もいる場合もあります。

しかし、必ずその子どもさんに目をやってもらうように、こちらのほうでも研修会をしながら、運営させて頂くという形になります。

【嶋田委員】

分かりました。

【中川委員】

それは、いつも2人の方がいらっしゃるのですか。

【学校教育課：市村係長】

はい、4月からは必ず2人います。

【学校教育課：宮下副課長】

極端に言いますと、お子さんが1人しかいなくても、必ず2人います。

【塩坪会長】

後はよいですか。

【小林委員】

分館の「こどもの家」は遊び場を提供して、学校の「放課後児童クラブ」は学習等の活動も行うということなのですよ。今までどおり、太田委員が管理人を務めて、「こどもの家」として運営していくのですね。

【学校教育課：宮下副課長】

私が聞いていますのは、看板は確かに「こどもの家」というのはなくなりますけど、機能は今までどおりです。自由に使えて、ここには管理員さんがいるということです。

【塩坪会長】

では、よろしいですか。

【飯野秀一委員】

よいです。

【塩坪会長】

お聞きになることは、これでよろしいですか。

【太田委員】

「放課後児童クラブ」と「こどもの家」には違いがあるので、その説明をして頂かないと、ここにいらっしゃる方は、分からない方もおられると思います。皆さん戸惑っていらっしゃるようですし。こども課の方たちも来て頂いているので、説明して頂きたいと思います。

【こども課：佐々木係長】

こども課の佐々木と申します。12月の協議会ではありがとうございました。今日は担当の黒津と2人でお邪魔させて頂きました。今日はクラブの開設のお話ですが、もちろん「こどもの家」の関連も色々あるものですから、後ろのほうに控えさせて頂きました。

「放課後児童クラブ」と「こどもの家」の違いはどこにあるのかということですが、まずはベースとして考えて頂くのが、基本的に放課後家に帰る子もいますが、要するに放課後の時間を過ごせる場所というのが「こどもの家」でありますし、児童クラブになります。

違う点は、先程からも話が出ていますとおり、まずは料金が発生するかしらないか。

あと、時間もあります。「こどもの家」のほうは、平日は午後3時から5時。土曜日は午後1時から5時です。それから少し長く出来るというのが児童クラブということですね。時間と料金、あと子どもの見守りをしてくださる方については、児童クラブは、資格のある方が2人ということになりますし、「こどもの家」は地域に推薦して頂いた方が1人、ここで言えば太田さんに管理人をお願いしているというところが違う点かと思えます。

【塩坪会長】

よろしいですね。お分かりですね。

【太田委員】

はい。

【塩坪会長】

どちらを利用するかは、それぞれの家庭で選択するということですね。放課後児童クラブは、資格をお持ちの方が対応してくれるようですが、お金がかかりますね。各家庭の収入とか、親が帰って来る時間とか、そのようなところで、判断するのではないのでしょうか。また、放課後児童クラブには、利用できる方の条件がいろいろありますから、「こどもの家」がなければ、行く所がない子どもも出て来る可能性があります。私たちが、どっちがよいと言える立場ではありませんが、両方とも大切な役割を果たしていますね。

【飯野秀一委員】

そうですね。

【塩坪会長】

では、よろしいですか。

— 一同よしの声 —

【塩坪会長】

どうもありがとうございました。

— 学校教育課、こども課退席 —

4 議 題

(1) 地域活動支援事業について

【塩坪会長】

それでは、議題に入ります。はじめに、地域活動支援事業についての協議を行いま

すので、よろしく申し上げます。

それでは、①地域活動支援事業の提案に対するヒアリングを行わない事業の選定について、協議したいと思いますが、はじめに事務局から説明をお願いします。

【小林主事】

— 資料No.2に基づき説明 —

【塩坪会長】

今程事務局から説明がありましたが、この件について皆さんのお考えを発言していただきたいと思います。

【飯野秀一委員】

例えば、昨年提案したけれど不採択になったものを、もう一度提案された場合は、ヒアリングを行いますか。内容は、変わっていないことになりますよね。

【塩坪会長】

それは、提案があった段階で副会長と相談して決定したいと思いますが、どうでしょうか。今の段階では判断できないですね。

【飯野副会長】

特に今年の場合は、採択できない条件の中に予算的な部分があったわけです。満額で採択したくても、それだけの金がないから採択できなかった点があるのだから、必ずしも今年が駄目だったから、来年も駄目かどうかは、今の段階では分かりません。今年度と同様に、全体の予算の中で、それがよいかどうかという判断は、提案が出て来ないと分かりません。

【北島センター長】

提出頂いた書類を見せて頂いて、その事業内容により、会長、副会長、事務局のほうで判断をしますから、ヒアリングを実施するかしないかは、ご一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【飯野秀一委員】

分かりました。

【塩坪会長】

他の方はよいですか。飯野委員はよろしいですか。

【飯野秀一委員】

はい。よいです。

【塩坪会長】

ないようでしたら、正副会長案で決定させていただいてよろしいですか。

— よしの声 —

では、お願いします。

次に事業採択までのスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

【小林主事】

— 資料No.2に基づき説明 —

【塩坪会長】

では、今程事務局から説明して頂きましたが、質問等がありましたらお願いします。

発言がなければ、ヒアリングの日にちを決めさせて頂いてよろしいですか。

— よしの声 —

ヒアリングについては、5月7日以降から5月中旬くらいまでに行いたいと思いますが、その間で決めさせて頂いてよろしいですか。

【飯野秀一委員】

5月となると、今の段階では予定がはっきりしませんね。

【塩坪会長】

そうですね。

【飯野副会長】

5月7、8、9日くらいでどうですか。

【中川委員】

平日の方がよいですね。

【塩坪会長】

平日ですね。

【太田委員】

平日の午後ですか。

【塩坪会長】

今までは午後にやっていました。

【飯野副会長】

例年ですと、午後1時半とか午後2時頃からということで、午後5時か6時頃までかかりますよね。提案者でお勤めの方もいるから、夜やろうかということになれば、

あつと言う間に午後10時頃までかかってしまう可能性もあります。若い人でお勤めの人に「午後からヒアリングに来てくれ」というのも、申し訳ない気持ちもありますが、ヒアリングをしないと判断できない部分もあるので、その辺りは上手く調整していただいて、平日の午後から例年どおり行ってはどうでしょうか。

【飯野秀一委員】

昼間でしょうね。

【塩坪会長】

今までどおりにして、お勤めの方のヒアリングは、後ろの方に持っていけばよいと思います。

— 日程調整 —

【塩坪会長】

では、5月7日木曜日、午後1時30分からヒアリングということでよろしいですか。

— よしの声 —

【塩坪会長】

次に、採択事業の決定日を決めたいと思います。

— 日程調整 —

【小林主事】

ヒアリングを行ってから、採択決定までは2週間ほど空けて頂きたいので、5月21日以降で採択決定の日をちをお決めいただけると助かります。

【飯野秀一委員】

21日はどうでしょうか。体育協会としては、できるだけ早くしてもらいたいと思っています。

【中川委員】

21日でよいと思います。

【塩坪会長】

皆様のご協力、採点票を間違いなく期日どおり出していただいて、21日に間に合わせたいと思いますので、よろしくお願ひします。

(2) 自主的審議につなげるための高土区の現状分析について

【塩坪会長】

次に議題（２）、自主的審議につなげるための高土区の現状分析についてです。3月4日に「説明会」の開催を予定していますので、その件について事務局から説明をお願いします。

【小林主事】

— 資料に基づき説明 —

【塩坪会長】

ありがとうございました。皆さん、この件について質問等ありましたら、お願いします。保坂委員どうぞ。

【保坂委員】

車座という話がありましたが、どういうふうに並ぶかが難しいですね。あまり協議会の委員がぞろぞろと並んでしまうと、良くないと思います。その辺りをどうするのが一番よいのか、参加者が意見を出しやすいようにするにはどうしたらよいのかなど思っています。

【北島センター長】

保坂委員からは、前回オブザーバーでご出席頂いてありがとうございました。前回の会議の時に、出席頂いた、会長、副会長、横山委員、横川委員からも一言感想を頂きました。その時に、私ども事務局の反省点として、あの時は、対面式でやったのですが、こっちとそっちで、対立的な雰囲気になって、内容はともかく、そういうのは避けようということで、敢えて小林のほうから車座になってということで、提案させて頂きました。

ただ、保坂委員が仰ったように、車座になっても協議会の委員がかたまっていて、一方で若い方がかたまっている状態だと前と同じ構図になりますから、そうならないような配慮が必要と思っています。いずれにしても、和やかな場の雰囲気のなかで話ができるようにしたいのです。

逆に参加者が5人しかいなくて、協議会委員の皆さんが全員いらっしゃるのが、一番やりづらくなると思うので、そうならないように、皆さんからもお声掛け頂いて、1人でも若い方のほうが多く会場に来て頂けるように事前の準備が必要だと思っています。小林が言うように、まだファックスの申し込みが来ていないものですから、正直心配なのですが、是非皆さんからお力を貸して頂いて、お声掛け頂ければと思っています。よろしくをお願いします。

【飯野秀一委員】

若い人たちにとって、体育協会の活動が一番分かりやすいと思います。この体育協会の活動をもっと充実したいという気持ちもあります。

4日に若い皆さんの意見を聞いて、例えば「こういう物を買って整備したらどうか」というような意見ですね。体育大会の話などをしながら、活発に意見を出してくれればよいかということ、資料を作りました。

【太田委員】

4日にやるということを有線でお知らせしてはいかがでしょうか。まだ知らない方にも届くのではないかと思います。

【小林主事】

そうですね。やってみましょう。

【横山委員】

先日、集まって頂いた若い人がいますよね。あの方たちは、団体の代表的な方が多かったと思います。あの方たちは、今回も出席していただけるということでしょうか。

【小林主事】

出席していただきたい旨を、文章で伝えてあります。

【太田委員】

子どもさんを迎えに来られる方にもチラシを配っています。知らなかったという方も結構いらっしゃいました。やはり手渡しだと、その人には伝わりますが、他の人には情報は伝わらないようです。若い人全員に、この情報が届いていないような気がするので、有線か何かで言えば、聞いてくれる人は増えると思います。朝晩2回ほど流せば、それを聞いて興味を持って参加してくれる人がいるかもしれません。

【塩坪会長】

あとは他になれば、皆さんからもまた近所に声を掛けて頂いて。太田委員が言われたように有線も、聞いてもらえれば来てくれる人数も増えるかと思うので、行いたいと思います。できるだけ沢山の方に集まっていただきたいと考えていますので、ひとつよろしくお願いします。

5 その他

【塩坪会長】

それでは、次第5 その他についてです。次回の開催日程についてですが、3月4日、8日の説明会等で皆さんもお忙しいと思いますが、3月中旬から下旬にかけて開催したいと思いますが、いかがでしょうか。

【小林主事】

次回の会議では行政改革推進課からの報告が行われる予定です。行政改革推進課に確認しましたら、こちらの報告が4月に入ってからでも大丈夫ということでした。3月4日と8日も皆さんから出席して頂きますので、今年度の会議は今回で終わりにして、次回は4月に行うこととし、そこで行政改革推進課からの報告をして頂くという形も可能です。よろしくお願いします。

— 日程調整 —

【塩坪会長】

それでは次回会議は4月7日火曜日、午後6時30分からでお願いします。
事務局から何かありますか。

【小林主事】

ありません。

6 閉 会

【塩坪会長】

今日はこれで終わりにさせて頂きたいと思います。閉会の挨拶を飯野副会長からお願いしたいと思います。

【飯野副会長】

皆さん今日は大変お疲れのところ、ありがとうございました。今日は会長から素晴らしい進行をして頂きまして、8時前に終わりました。これから年度末ですし、また年度初めという忙しい時期に入ってきますけど、皆さん健康に留意して、新しい年度も引き続き、よろしくお願いします。

10 問合せ先

自治・市民環境部 自治・地域振興課 中部まちづくりセンター

TEL : 025-526-5111 (内線 1449、1547)

E-mail : chubu-machi@city.joetsu.lg.jp

1 1 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。